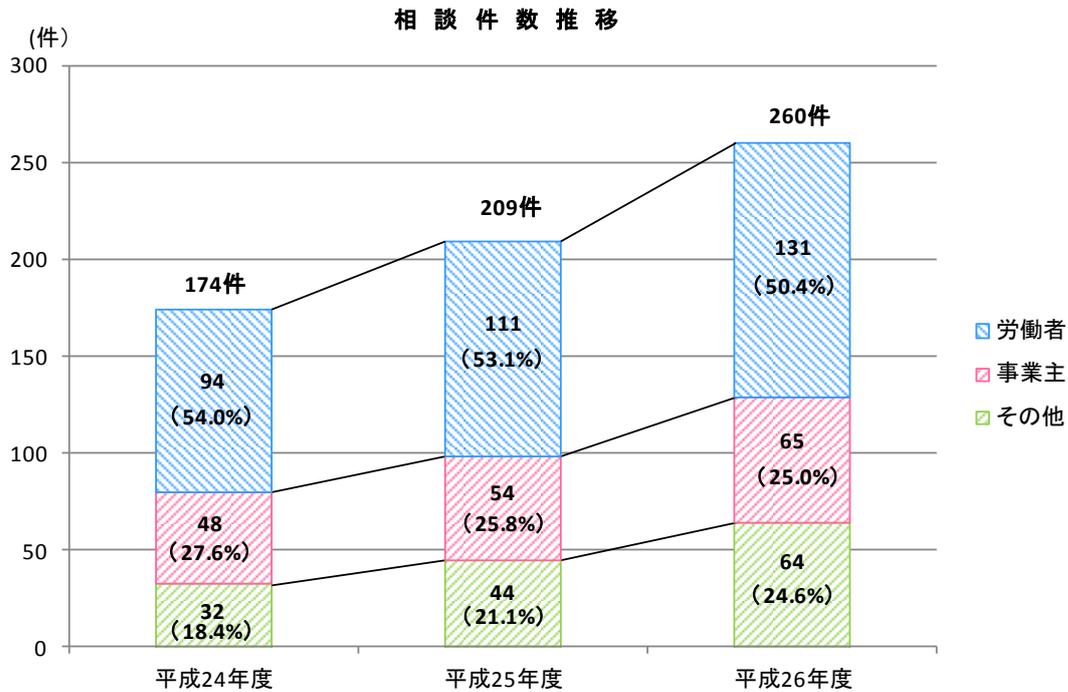


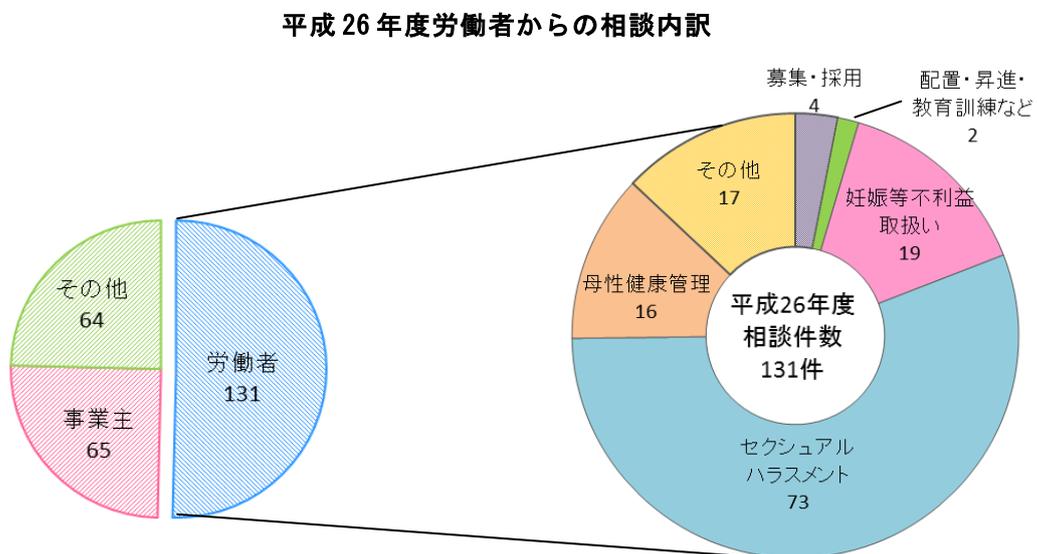
1. 男女雇用機会均等法関係

(1) 雇用均等室への相談

○相談総件数及び労働者からの相談件数は、毎年増加している。また、労働者からの相談は、それぞれ全体の過半数を占めている。



○平成 26 年度の相談の内訳をみると、セクシュアルハラスメント（第 11 条関係）が最も多く、婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱（第 9 条関係）、母性健康管理（第 12 条・第 13 条関係）が続いている。



(2) 労働局長による紛争解決の援助

労働局長による紛争解決の援助申立受理件数の推移 (件)

	24 年度	25 年度	26 年度
第 6 条関係(配置・昇進・降格・教育訓練等)	4	0	0
第 9 条関係(婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	2	5	2
第 11 条関係(セクシュアル・ハラスメント)	2	8	5
第 12 条、13 条関係(母性健康管理)	0	0	1
合計	8	13	8

○平成 26 年度の労働局長による紛争解決援助の申立受理件数は 8 件で、うち、セクシュアルハラスメントに関する事案が 5 件、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの事案が 2 件となっている。

(3) 雇用均等室が行った是正指導 (男女雇用機会均等法第 29 条)

是正指導件数の推移 (件)

	24 年度	25 年度	26 年度
第 5 条関係(募集・採用)	4	1	0
第 6 条関係(配置・昇進・降格・教育訓練等)	0	4	0
第 7 条関係(間接差別)	0	0	0
第 9 条関係(婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	0	0	0
第 11 条関係(セクシュアル・ハラスメント)	52	157	174
第 12 条、13 条関係(母性健康管理)	0	76	84
深夜業に従事する女性労働者に対する措置	0	1	0
合計	58	239	258

○雇用管理の実態把握を行った事業所は 112 事業所であり、このうち、何らかの男女雇用機会均等法違反が確認された 104 事業所 (92.9%) に対し、258 件の是正指導を行った。

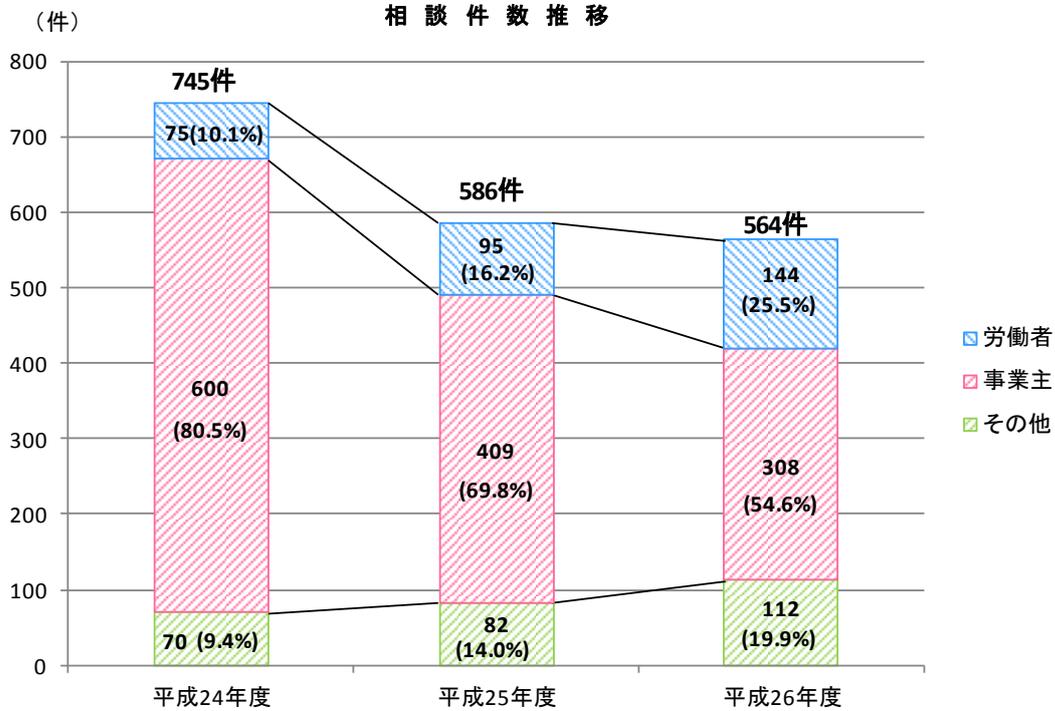
○指導事項は、セクシュアルハラスメント対策 (第 11 条関係) が 174 件と最も多く、次いで、母性健康管理 (第 12 条・第 13 条関係) が 84 件となっている。

○是正指導を受けた事業所のうち、98.1%が年度内に是正。

2. 育児・介護休業法関係

(1) 雇用均等室への相談

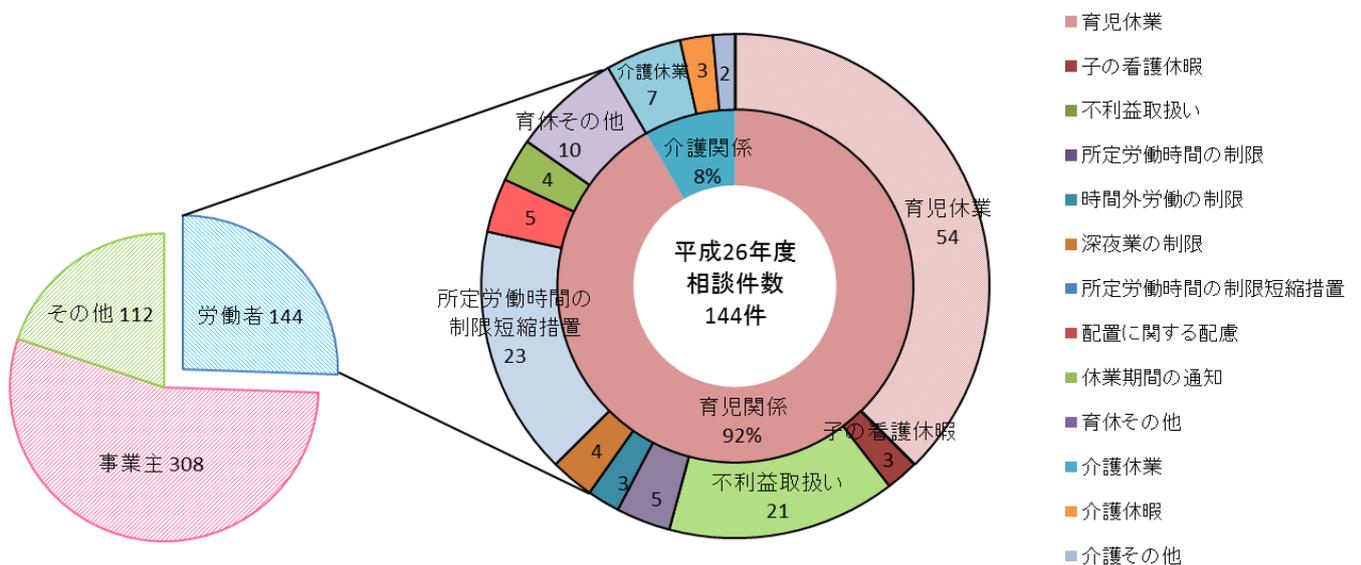
○相談件数は前年度と比べ、減少。事業主からの相談は減少したが、労働者からの相談は増加し、全体の4分の1を占める。



相談内容の内訳の推移

○平成26年度の相談内訳をみると、育児休業（期間雇用者の育児休業も含む）の相談が多く、所定労働時間の短縮等の措置、不利益取り扱いの事案が続いている。

平成26年度労働者からの相談内訳



(2) 労働局長による紛争解決の援助

労働局長による紛争解決の援助申立受理件数の推移

(件)

		24 年度	25 年度	26 年度
育 児 関 係	育児休業(期間雇用者の育児休業を除く)関係	0	0	1
	期間雇用者の育児休業関係	0	1	1
	育児休業及び育児休業以外に係る不利益取扱い関係	1	0	5
	所定労働時間の短縮措置等関係	1	0	0
合計		2	1	7

○平成 26 年度の労働局長による紛争解決援助の申立受理件数は 7 件で、うち育児休業に係る不利益取り扱い事案が 5 件と多くなっている。

(3) 雇用均等室が行った是正指導（育児・介護休業法第 56 条）

是正指導件数の推移

(件)

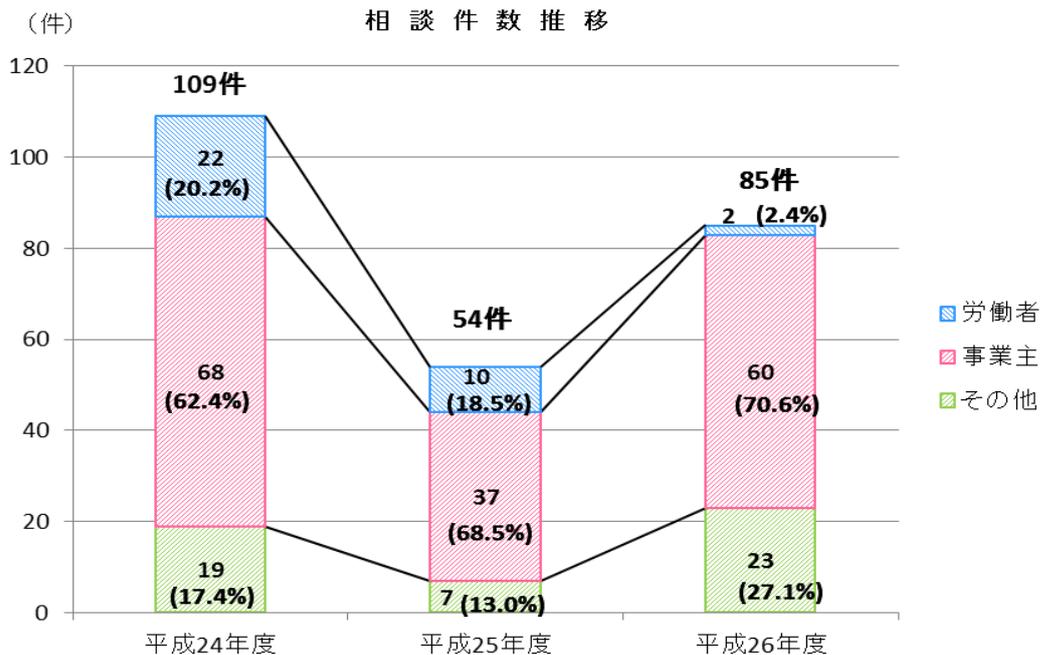
		24 年度	25 年度	26 年度
育 児 関 係	第 5 条関係(育児休業)	38	46	47
	第 16 条の 2、第 16 条の 3 関係(子の看護休暇)	18	33	36
	第 10 条、第 16 条の 4、第 16 条の 9、第 18 条の 2、第 20 条の 2、第 23 条の 2、第 52 条の 4 関係(不利益取扱い)	0	0	0
	第 16 条の 8 関係(所定外労働の制限)	28	56	41
	第 17 条関係(時間外労働の制限)	31	49	41
	第 19 条関係(深夜業の制限)	7	21	26
	第 23 条第 1 項、第 23 条第 2 項関係(所定労働時間の短縮措置等)	27	52	46
	第 24 条第 1 項(小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関する措置)	35	94	77
	小計	184	351	314
介 護 関 係	第 11 条関係(介護休業)	16	31	31
	第 16 条の 5、第 16 条の 6 関係(介護休暇)	33	55	43
	第 16 条、第 16 条の 7、第 18 条の 2、第 20 条の 2、第 23 条の 2、第 52 条の 4 関係(不利益取扱い)	0	0	0
	第 18 条関係(時間外労働の制限)	12	24	27
	第 20 条関係(深夜業の制限)	7	20	27
	第 23 条第 3 項関係(所定労働時間の短縮措置等)	12	29	27
	第 24 条第 2 項関係(家族の介護を行う労働者に対する措置)	0	0	0
	小計	80	159	155
職業家庭両立推進者	20	51	49	
合計	284	561	518	

○雇用管理の実態把握を行った事業所は 91 事業所であり、全ての事業所に対し、是正指導を行った。

○是正指導を受けた事業所のうち、95.6%が年度内には是正。

3. パートタイム労働法関係

(1) 雇用均等室への相談



○ 平成 26 年度の相談は、「事業主」からの相談が最も多く、次に社会保険労務士等「その他」からの相談である。これは、平成 27 年度施行の改正パートタイム労働法に関する措置義務に関する相談が多数を占めたためである。

(2) 雇用均等室が行った是正指導（パートタイム労働法第 16 条）

是正指導件数の推移（条文は改正前） (件)

	24 年度	25 年度	26 年度
第 6 条関係(労働条件の文書交付等)	29	15	32
第 7 条関係(就業規則の作成手続)	37	31	26
第 8 条関係(差別的取扱いの禁止)	0	0	0
第 9 条関係(賃金)	18	9	2
第 10 条関係(教育訓練)	0	0	0
第 11 条関係(福利厚生施設)	0	0	0
第 12 条関係(通常の労働者への転換)	46	31	37
第 13 条関係(待遇に関する説明)	0	0	0
第 15 条関係(短時間雇用管理者)	46	40	22
その他	10	9	3
合計	186	135	122

○ 平成 26 年度は、82 件の事業所に報告徴収を実施し、68 社に対し 122 件の行政指導を実施。指導事項は、均衡待遇に関する事項はないが、特定事項の明示や正社員への転換措置などが大部分を占める。

○ 是正指導を受けた事業所のうち、94.1%が年度内に是正。